

島根県で受けられる相談支援を紹介します

広域特別支援連携協議会

各教育事務所に事務局を設置して、市町村での支援体制をサポートしています。

「専門家チーム」や「巡回相談」の活用ができますので、小・中学校においては所管の市町村教育委員会に、高等学校においては近隣の教育事務所に、まずはご相談下さい。

専門家チーム:教育委員会の職員、教員、心理学の専門家、医師等からなるチームです。各教育事務所単位の地域のメンバーで構成しています。市町村等からの要請に応じて相談支援を行います。

巡回相談:要請に応じて医師や教員、保健師、指導主事等からなる巡回相談員が学校現場に出かけ、相談に応じます。

島根県教育センター（平成21年4月1日より名称変更）

幼児児童生徒、保護者、教職員を対象とした教育相談や、関係機関との連携による支援を行っています。このほか、教職員支援の一環として、出前講座も実施しています。

“こころ・発達”教育相談室

「島根県立こころの医療センター」に隣接する若松分校内にあり、幼児児童生徒、保護者、教職員を対象として、医療と連携した専門的な立場からの教育相談を行っています。

特別支援学校

特別支援学校では「特別支援教育のセンター的機能」として地域の幼稚園、保育所、小・中学校、高等学校へ出かけたり、来校していただくたりして相談に応じています。また、特別支援学校の中には、幼児を対象とした療育教室を行っているところもあります。

その他「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」を作成するための情報提供を行ったり、校内研修会等にも出かけたりしています。

児童相談所

18歳未満の子どもの様々な相談に応じており、調査や心理診断、医学診断等を行います。

●児童虐待 ●家庭での養育が困難
●言葉の遅れや発達の遅れ ●非行問題 等々
必要に応じて一時保護や施設入所、里親への委託などを行います。

中央児童相談所(松江市・安来市・八束郡)

0852-21-3168

中央児童相談所 隠岐相談室(隠岐郡)

08512-2-9706

出雲児童相談所(出雲市・雲南市・仁多郡・飯石郡・簸川郡)

0853-21-0007

浜田児童相談所(浜田市・大田市・江津市・邑智郡)

0855-28-3560

益田児童相談所(益田市・鹿足郡)

0856-22-0083

○発達障害者支援センター

発達障害児(者)やご家族に対する相談支援や療育支援、就労支援や関係機関・施設等を対象とした研修会の開催や助言等を行います。

【島根県東部発達障害者支援センター「ウィッシュ」】

住所:出雲市神西沖町2534-2 さざなみ学園内
電話:0853-43-2252

【島根県西部発達障害者支援センター「ウィンド」】

住所:浜田市上府町イ2589 こくぶ学園内
電話:0855-28-0208

○市町村障害者支援事業

障害児(者)やご家族からの相談に応じ、必要な情報提供やサービス利用計画の作成、権利擁護のための援助等を行います。

指定相談事業者に市町村が相談支援業務を委託して行っています。

詳しくは、各市町村にお問い合わせ下さい。

小・中学校からの相談は

まずは市町村教育委員会へ

高等学校からの相談は

まずは高校教育課、各教育事務所へ

発行:島根県教育庁高校教育課特別支援教育室

〒690-8502 松江市殿町1番地

TEL:0852-22-5420

FAX:0852-22-5762

E-mail:tokubetsushien@pref.shimane.lg.jp

ホームページアドレス: <http://www.pref.shimane.lg.jp/tokubetsushien/>



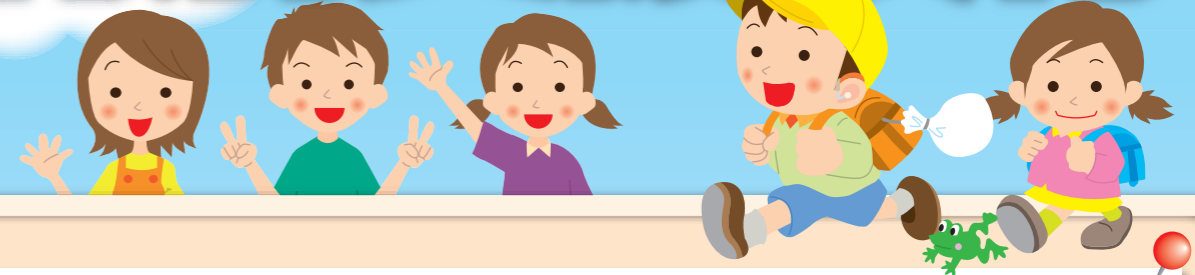
このリーフレットは文部科学省委嘱「平成20年度 発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」により作成しています。

小学校・中学校・高等学校での教育に携わっておられるすべてのみなさまへ

すすめられています!

通常の学級における

特別支援教育



平成19年4月1日に学校教育法の一部が改正され、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の**すべての園・学校において特別支援教育を推進することが規定されました。**

特別支援教育は、特別支援学校や特別支援学級、通級指導教室など**だけで実施するものではなく、発達障害を含む障害のあるすべての児童生徒を対象として通常の学級においても行う必要があります。**

特別支援教育の推進は、特別支援学級担任等の専門の教師等だけで行うものではなく、**教職員一人一人が主体となってすすめていくことが大切です。**

これらの実践は、不登校やいじめ、学力低下等の様々な教育課題の解決にもつながるといわれています。一人一人の児童生徒が輝いてすごせるよう、学校全体で計画的・組織的に特別支援教育を推進していきましょう!



平成21年3月
島根県教育委員会

理解と支援の具体例

表れる行動

人の話を聞いたりおしゃべりしたりはよくできるのに、読むことは極端に時間がかかる。

人の嫌がることを平気で言い、反対に気に触る事を言われるとどこまでも追及する。

不注意で、衝動的な言動が多く、周囲の児童生徒とのトラブルを繰り返してしまう。



○児童生徒自身の思い

★背景となる事柄

○文字が重なって見える。文字量が多いと、どこを読んでいるのかわからない。

★視覚認知が困難な可能性がある。

○思ったことを口に出しているだけ。
○人から注意されると、自分の全てを否定された気になってしまう。自分はいつも注意されてばかりのダメな人間だと思っている。

★自分と相手の立場や関係性がわからない。

○友達を作りたいのになぜかいつもうまくいかない事を悩んでいる。

★目に入った情報、聞こえてきた情報にどうしても反応してしまう。注意を向けることが難しく、衝動的な行動をとってしまう。

まずは、子どもの思いを受けとめる。その上で…



考えられる支援

- ・読む量を調整する。
- ・行間を広くする。
- ・得意な力(聞く・話す)を大事にする。
- ・音読の宿題の量を加減する等、宿題のあり方を検討する。

- ・相手に対して言ってよいことと言わない方がよいことについて学ぶ機会を持つ。
- ・人から注意された時の自分の気持ちのコントロールの仕方について、具体的な方法を知らせる。

- ・周囲から認められるような活動を取り入れるなどして、自己肯定感を高める。
- ・目に入る情報や聞こえてくる音などの環境を調整する。
- ・イライラした時のふるまい方について、知らせる。



このような理解や支援は、すべての児童生徒に有効であることが多いのです

ユニバーサルデザインの支援を行いましょ

ユニバーサルデザインとはすべての人が利用しやすく、

暮らしやすいように、ものづくりやまちづくり、環境づくりなどを行うという考え方です。

校内でしてほしい取組

～校内の特別支援教育コーディネーターと連携して～

わかる授業づくりとそれを支える学級経営をしましょう

児童生徒の実態把握をしましょう

そこから具体的な支援を考えましょう。

校内支援体制を活用しましょう

校内委員会で気になることを話題にしましょう。

「個別の指導計画」を作成しましょう

すでに作成している市町村の様式や各特別支援学校の様式も参考になります。

「個別の教育支援計画」を活用しましょう

すでに様式を作成している市町村があります。

島根県版参考様式は島根県教育委員会特別支援教育室のホームページからダウンロードできます。各特別支援学校にもそれぞれ参考となる様式があります

主な発達障害の定義について

自閉症

3歳くらいまでに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害であり、中枢神経に何らかの要因による機能不全があると推定される。

高機能自閉症

自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。また、中枢神経に何らかの要因による機能不全があると推定される。

アスペルガー症候群

知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないものである。

学習障害(LD)

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。学習障害は、その原因として中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

注意欠陥/多動性障害(ADHD)

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

出典：平成11年7月「学習障害児に対する指導について（報告）」より抜粋
平成15年3月「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」参考資料より抜粋